

# 児童生徒指導規程

広島県立呉特別支援学校 江能分級

本校児童生徒全員が安全で充実した学校生活を送ることを目指し、必要な決まりを定める。本校では、障害の程度にかかわらず、すべての児童生徒に対し自立を目指し指導をしていく。具体的な指導内容・指導の留意点については児童生徒指導規程の手引きに記載する。

## 1 登下校について

- (1) 安全に気を付け、スクールバスやタクシーのルールやマナーを守って登下校する。
- (2) 登校時刻は9時、下校時刻は15時とする。
- (3) スクールバスを利用する場合は乗車予定時刻の5分前までにバス停で待機する。  
スクールバス乗車のルールを守り利用する。
- (4) 遅刻、早退、欠席の場合は、あらかじめ学校に届け出る。

## 2 挨拶・礼儀について

- (1) 誰とでも気持ちよい挨拶をする。
- (2) 職員室等に入る時には「失礼します」、「〇〇部〇年〇〇です」と言い、出るときには「失礼しました」と挨拶をする。

## 3 清掃・美化について

- (1) 一人一人が、学校の美化に努め、気持ちのよい環境を作りあげるよう努力する。校舎内外を汚さないように気を付ける。
- (2) 土を校舎内に入れないよう、くつの土や泥を払って入る。
- (3) 決められた場所を掃除する。また、掃除用具は大切に扱い、きちんと後始末をする。

## 4 服装・身なりについて

頭髪・服装についての規程は、各学部の児童生徒の実態に配慮して指導を行う。

- (1) 頭髪について学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や長さとする。不自然な髪形（パーマ、そり込み、部分長髪）にしない。染色、脱色、エクステ、整髪料は禁止する。華美または不自然な髪留め等は不可とする。
- (2) 登下校及び学校生活における服装について
  - (ア) 小学部及び中学部
    - ① 華美な服装は避け、日常生活動作に支障をきたさない服装とする。
  - (イ) 高等部
    - ① 学校指定の制服を着用するものとする。  
男性：スラックス、ネクタイ、ブレザー  
女性：スカート、リボン、ブレザー  
カッターシャツ及びブラウス、ポロシャツについては白色のものとする。

夏季はカッターシャツ・ブラウス・ポロシャツ等、襟付きの物を正しく着用する。

冬季はカッターシャツ・ブラウス等の上にブレザーを着用する。

②スカートについては膝が隠れる程度の長さとする。

③靴については運動に適した靴、または黒・茶の革靴とする。

④冬季はセーターや手袋、アウター等の防寒具を適宜活用してもよい。

⑤原則、夏季服装は6月1日から、冬季服装は10月1日からとする。衣替えの時期については、前後2週間を移行期間とする。

(3) 化粧・装飾・装身具については原則認めない。

## 5 不要物・携帯電話について

(1) 携帯電話や携帯情報端末機器類の学校への持ち込み（登下校も含む）は禁止する。ただし、GPSの持ち込みが必要な場合は校長の許可があった場合のみ持ち込むことができる。

(2) 学業に不必要な物品の学校への持ち込みを禁止する。

## 6 学校生活に関すること

(1) 登校後、無断で校外に外出することを禁止する。

(2) 校舎内を走らない。

(3) 特別教室や体育倉庫、車庫等には勝手に入らない。

(4) 視聴覚室のパソコンは生徒のみでの使用を禁止する。授業時間以外で使用する場合は担任の許可を得て、指導の下で使用する。

(5) 学校の公共物を破損したときには、ただちに担任に届け出ること。原則、費用弁償の対象とする。

(6) 高等部の生徒は生徒証明書を常に携帯する。

(7) アルバイトについて

アルバイトは、原則禁止とする。ただし、家庭の事情及び進路に関する事由でアルバイトを希望する場合は、生徒と保護者が担任をとおして「アルバイト許可願」を学校に提出し、校長の許可を得ること。

(ア) 生徒の健康、安全、学校生活への影響、家庭の経済的理由等を十分考えて判断する。

(イ) アルバイトの意義や問題点を十分理解し、学校生活や日常生活に影響の出ないよう留意する。

(ウ) アルバイトによって学校生活や日常生活に影響が出る場合は、アルバイトの許可を取り消す。

(8) 原動機付自転車等運転免許の取得は原則禁止とする。ただし、校長が認めた場合はこの限りではない。その場合でも在学中の運転は禁止する。

(9) 法令・法規、生徒指導規程に違反する問題行動を起こし、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。また悪質な場合には、警察に被害届を提出することがある。指導にあたっては発達段階や常習性を配慮する。

(ア) 法令・法規に違反する行為

① 飲酒・喫煙

② 暴力・威圧的行為・強要行為

③ 建造物・器物破損

④ 窃盗・万引き

- ⑤性に関する問題行動
  - ⑥薬物乱用
  - ⑦交通違反
  - ⑧刃物所持
  - ⑨その他法令・法規に違反する行為
- (イ) 学校の規則等に違反する行為
- ①携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷する等，不正な利用をした場合
  - ②いじめに関係している場合
  - ③登校後の無断外出・無断早退
  - ④指導無視及び暴言等
  - ⑤その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した場合
- (ウ) 特別な指導は次のとおりとする。
- ①説諭(校長説諭，管理職説諭，担任説諭，生徒指導担当による説諭)
  - ②学校反省指導(別室反省指導・授業反省による反省指導)
  - ③原則，別室指導の期間は5日間，授業反省は5日とする。ただし問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。
  - ④反省期間中にある学校行事は原則不参加とする。

## 7 校外の生活に関すること

- (1) 遊技場(パチンコ店・ゲームセンター・カラオケボックス)等，法令・法規で未成年の入場が禁止されている場所・時間内の立ち入りを禁止とする。
- (2) 登下校時，保護者の同伴なしでの飲食店(ファーストフード店，喫茶店等)，コンビニエンスストアの利用を禁止する。
- (3) 外出する際は，行き先，目的，一緒に行く人，帰宅時刻を家の人に伝えて許可を得るようにする。

## 8 不審者対応に関すること

- (1) 知らない人についていかない。又は，知らない人の車に乗らない。
- (2) 知らない人に声をかけられたらすぐに逃げる。困った時は，大声をあげて近くの人に助けを求める。
- (3) 保護者・学校にすぐに知らせる。

この規定は平成27年4月1日より施行する。

平成30年3月26日改正

平成31年3月7日改正